

「移住キャンペーン」福井の魅力発信業務 企画提案仕様書

- 1 業務名称 「移住キャンペーン」福井の魅力発信業務
- 2 業務期間 契約締結の日から令和4年3月31日(木)まで
- 3 業務の目的 新型コロナウイルス感染症の感染拡大は地域経済等に大きな影響を与える一方、地方への移住の関心の高まりやテレワークや副業等の新たな働き方等、新しい人の流れの創出につながる意識・行動の変容をもたらしている。
本市としてはこの状況をチャンスととらえ、都市部を含めた全国の潜在的な移住検討層に対して積極的に福井市の魅力を発信することで、まずは福井市に興味関心を持ってもらい、将来的な移住のきっかけとなることを目的とする。

4 業務の内容等

(1) 業務全般

① 企画内容

- i. 受託事業者は、本業務の実施計画（基本方針、コンセプト、事業計画、スケジュール及び実施体制等）を策定し、併せて、制作する成果品について、ターゲット層に対してのPR効果をわかりやすく提案すること。
- ii. 本業務における主なターゲット層として、首都圏をはじめとした都市部在住の概ね20代～40代で、地方で暮らすことや、テレワークにより仕事を継続しながら地方へ移住すること等に関心のある若年層（移住を検討している層）を想定した内容とすること。
- iii. 福井市在住者や出身者等、すでに福井市のことを知っている者であっても、福井市の魅力を「再発見」できるような内容であること。
- iv. ただ単に福井市内の有名スポットや名産等を紹介するのではなく、その場所に「行ってみたい」、「体験してみたい」、「暮らしてみたい」と感じさせること。
- v. 雑誌、Webサイト、SNS、オンライン広告等、各種メディアの特徴及び強みを踏まえ、メディアミックス（複数媒体活用）の視点に基づいた魅力発信方法を提案すること。
- vi. 提案の際、専門用語を使用する場合は注釈等を用い、用語に対する理解を促すこと。

② 再委託について

- i. 業務の全部を一括して、又は主たる部分※を再委託することはできない。
※主たる部分：総合的企画及び業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- ii. iに規定する業務以外の再委託にあたっては、再委託先等を明示すること。ただし、コピー、データ入力、印刷、製本、トレース、資料整理等の簡易な業務の再委託にあたっては明示する必要はない。

- iii. 業務を再委託する場合、事前にその内容を本市に相談するとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施すること。

③ 経費見積

- i. 業務履行に要する経費をすべて盛り込み、費目等の積算根拠を明らかにして見積もること。
- ii. 以下の費用は経費に含めないこと。
 - *取材を除き、独自提案企画への参加者の旅費や宿泊費の支給、飲食費等、個人への給付に相当する経費
 - *備品購入自体を主目的とした経費

(2) 「福井の魅力」発信業務

〈提案にあたり考慮する事項〉

① 全般

- i. 受託事業者が発行又は運営する雑誌及びWebサイトへ特集記事を掲載すること。
- ii. 広告用バナーを用いたWeb広告を掲載し、本市の魅力PR記事を広く発信すること。
- iii. 本市の魅力発信に効果的であると考えられる、受託事業者独自の取組みについて、提案すること。
- iv. 本業務におけるターゲット層に一人でも多く届けるための広報戦略を策定し、想定される効果を踏まえて具体的に提案すること。
- v. 業務完了後も使用できる配布物（抜き刷り冊子、パンフレット等）について提案し、納品すること。数量は1,000部以上とし、雑誌又はWeb掲載に用いた特集記事を編集し、転載しても構わない。
- vi. 本業務において期待できる効果を見える化して示すこと（例：本市移住サイトアクセス数の増加、移住相談件数の増加等）。

② 内容

- i. 自然や食、観光等の魅力だけではなく、本市の強みである充実した子育て環境、教育環境及び住みよさ等の魅力を広く発信すること。
- ii. 福井市の魅力が伝わり、福井への来訪、ひいては、移住への意欲を喚起するように工夫すること。
- iii. 福井市での取材を実施すること。

③ 特集記事掲載条件

- i. 毎月発行、かつ、発行部数が10万部以上で、地方の文化や暮らし等の魅力を発信する全国誌に特集記事を掲載すること。
- ii. 受託事業者が管理するWebサイト上で特集記事を掲載すること。
- iii. 実際の紙面掲載を想定したレイアウト案を用い、提案すること（業務と同様の内容で、過去に発行した事例を用いて提案することも可）。

- iv. 令和3年12月から令和4年3月の間に発行する雑誌に掲載するものとし、記事のボリュームは延べ10ページ以上とする。ただし、掲載回数は提案すること。
- v. 特集記事へのアクセスを増やすための広告戦略について、具体的な数値（広告が表示される回数や、広告を表示するユーザの見込み数等）を踏まえて提案すること。

④ 魅力PR記事掲載条件

- i. 日本国内での利用者数が多く、高い発信力が期待できる検索ポータルサイト等（スマートフォン版含む）1サイト以上に、広告用バナー等を掲載すること。
- ii. 広告用バナー等をクリックすると、魅力PR記事に移動するものとし、広告用バナー等の見込みクリック数（広告を表示するユーザ数）を示すこと。
- iii. 魅力PR記事について、③において作成を求める「特集記事」とは別の記事を作成するものとし、掲載内容について提案すること。
- iv. 広告用バナー等に貼付けするリンク先（PR記事の表示先）については、受託事業者と別途協議し、決定する。
- v. 広告用バナー等は令和3年12月から令和4年3月の間に掲載するものとし、掲載期間、回数については提案すること。

(3) 著作権

- ① 委託業務における制作物の著作権は発注者に帰属する。ただし、受託事業者が権利の留保を求める著作物の一部については、別途協議の上、定めることとする。
- ② 素材等に含まれる第三者の著作権・肖像権その他全ての権利に関して、権利者の承諾が必要な場合は、受託事業者が交渉及び必要な権利処理を行うものとする。なお、その費用は委託料に含むものとする。
- ③ 受託事業者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任及び費用は、受託事業者が負うものとする。

5 本業務にかかる留意事項

(1) 業務の履行について

- ① 業務の企画運営に関し、市と定期的な連絡調整を行いながら、円滑に業務を実施すること。
- ② 業務に必要な許可等の手続き、資料等の収集について原則として自ら手配すること。
- ③ マスコミ等の取材にいつでも対応できるよう、必要な資料を整理しておくこと。
- ④ 業務完了時に、「事業完了報告書」、「特集記事掲載誌10部」、「配布物」等を納めること。内容については、市の指示に従うこととし、契約不適合があった場合は、修正など必要な処置を講じること。納品場所は次の通り。

福井市大手3丁目10番1号 福井市役所本館3階

福井市 総務部 未来づくり推進局 まち未来創造課 移住定住推進室

Tel 0776-20-5514 Mail iju@city.fukui.lg.jp

- ⑤ 各業務の実施にあたり業務工程等を着手前に市に報告すること。

⑥ 業務実施にあたり新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じること。

(2) 秘密の保持や個人情報の保護について

① 受託事業者は、契約履行により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

② 受託事業者は、福井市個人情報保護条例を含む関係法令を遵守するとともに、業務に係る個人情報の保護について常に最善の注意を払うものとする。

6 その他 本仕様に記載なき事項、業務内容に変更等、疑義が生じた場合は、発注者及び受託事業者が協議して定める。